

国立大学法人東京外国語大学名誉教授称号授与規程

〔昭和51年11月24日
制 定〕

改正 平成 4年 7月15日 平成 7年 4月 6日
平成10年 7月17日 平成12年 6月28日
平成14年 9月25日 平成16年 7月27日規則第164号
平成19年 2月27日規則第 8号 平成27年 3月24日規則第35号
平成31年 3月19日規則第33号

東京外国語大学名誉教授称号授与規程の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づく東京外国語大学名誉教授の称号授与は、この規程の定めるところによる。

(授与要件)

第2条 名誉教授の称号は、本学の教授として15年以上勤務し、本学を離職した者で教育上、学術上及び大学運営上特に功績のあった者に対して、これを授与する。

2 本学の学長又は教授として勤務した者で教育上、学術上及び大学運営上功績が特に顕著であった者に対しては、前項の規定にかかわらず、名誉教授の称号を授与することができる。

(勤務年数の通算)

第3条 前条の勤務年数には、次に掲げる年数をその勤務年数に通算することができる。

(1) 本学准教授又は助教授としての勤務年数は、その2分の1、専任講師としての勤務年数は、その3分の1の年数

(2) 本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数は、その2分の1、准教授又は助教授としての勤務年数は、その3分の1の年数。ただし、本号による通算年数は、10年を超えることができない。

(選考手続)

第4条 名誉教授の選考手続は、学長であった者については教育研究評議会、教授であった者については当該教授の所属した部局の教授会が行うものとする。

(名誉教授審査会)

第5条 教授会又は教育研究評議会（以下「教授会等」という。）において名誉教授称号授与に関し発議があり、候補者の審査を行うことが決定されたときには、当該教授会等は、名誉教授審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該候補者の資格審査を審査会に付託する。

2 審査会は当該教授会等で互選された委員5名で組織する。

- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、審査会を招集し、議長となる。
- 5 審査会は、全員の出席により成立し、その議事は、全員の同意により決する。
- 6 審査会は、審査の結果を当該教授会等に報告しなければならない。

(称号の授与)

第6条 名誉教授の称号の授与は、教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

- 2 名誉教授の称号授与は、別紙様式の辞令書の交付により行う。

(称号の取消し)

第7条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究評議会の議を経て、名誉教授の称号を取消することができる。

- (1) 当該名誉教授に非違行為や名誉教授の称号に相応しくない行為があったとき
- (2) 当該名誉教授から名誉教授の称号を取消したい旨申し入れがあったとき

附 則

この規程は、昭和51年11月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年7月15日から施行する。
- 2 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校名誉教授称号授与規程（昭和53年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月28日から施行し、平成12年3月31日離職した者から適用する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別紙)

辞令様式

番号

氏

生

年

月

日

名

学校教育法第百六条の定めるところにより
東京外国語大学名誉教授の称号を授与する

年 月 日

東京外国語大学

印